

【取扱い嚴重注意】

平成24年1月16日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 仁保 智紀

平成24年1月16日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害応急対策担当）付業務担当主査
松本 宜孝

2 聴取日時

平成24年1月16日午前11時00分頃から同日午前11時40分頃まで

3 聴取場所

事故調事務局聴聞室1

4 聴取者

仁保 智紀 主査

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

原災本部長の権限の一部委任について
別紙のとおり。

第3 特記事項

特になし。

以上

【取扱い嚴重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分

松本主査は、内閣府防災業務担当主査として、地震発生直後から官邸地下の危機管理センターに詰め、内閣官房等から情報を収集し、内閣府防災としての地震・事故対応業務の調整等を行っていた。

2. 聴取内容（概要）

- 原子力事故が発生した場合、原災本部は内閣府に置かれるので、その設置に関する手続は内閣府が行う。今回の事故においても、私（松本主査）は、緊急事態宣言案、公示案、指示案並びに原災本部及び現地対策本部の設置等に関する手続は内閣府が行うとの認識であった。しかしながら、事故発生後に保安院から官邸に派遣されてきたリエゾン（誰であったかは覚えていない）は、原災法や原災マニュアルに関する知見に乏しく、内閣府防災が手続面で担うべき役割について理解していなかったように思う。
- 3月11日18時42分頃、保安院は、内閣府防災及び内閣官房職員に添付資料（緊急事態宣言案、委任案文等）を渡すよう依頼するメール（別添）を内閣情報集約センターに送付したようであるが、官邸地下にいた内閣府防災の職員は、私（松本主査）を含め、このメール及び添付資料を内閣情報集約センターから受け取っていない。そもそも原災マニュアル上、内閣官房内の組織である内閣情報集約センターは、集約した情報について、安危室を含む内閣官房内で共有することは想定されていても、内閣府等の他省庁に配布するといった役割を期待されていない。したがって、上記のメールを受け取った内閣情報集約センターは、「このような依頼をされても困る。」と思って、内閣府職員には委任案文等を渡さなかったのかもしれない（詳細は内閣情報集約センター職員に聞いてほしい）。
- 他方、内閣情報集約センターは、安危室の重友事務官には上記添付資料を手交しており、私（松本主査）がこれらの資料を目にしたのは、同事務官が見せてくれたためであった。私（松本主査）がこれらの添付資料を見た時間は正確には記憶していないが、少なくとも第一回原災本部会合が終了して以降であったと思う。
- 上記の添付資料を見た重友事務官と私（松本主査）は、これらの資料について以下の通りの不備を発見し、二人で「何なのだ、これは。」といった会話をした。
 - ・各文書のフォントサイズに一貫性がない
 - ・原災本部設置に関する文書と本部長権限の一部委任に関する文書において、原災本部の正式名称が異なる
 - ・最新の原災マニュアルでは原災本部の事務は安全規制担当省庁が行うこととされているにもかかわらず、添付資料のうち原災本部設置に関する文書では、本部の庶務は内閣官房が処理することとされている
 - ・本部長の権限の一部委任についても、委任事項が幅広く、本部長の権限が著しく限

【取扱い嚴重注意】

定されてしまうおそれがある

- 上記のような不備を発見したものの、私（松本主査）は、保安院リエゾンに言っても理解されないだろうと思ひ、これらの不備を指摘することはしなかった。重友事務官又は他の内閣官房職員が保安院リエゾンに対してこれらの不備を指摘したかもしれないが、よく分からない。要すれば、重友事務官又は大石参事官に聞いてほしい。
- 本部長権限の一部委任については、上記のような不備があつたうえ、委任の決裁を総理から得て告示手続を行う主体も不明確であつた。原災マニュアルでは「安全規制担当省庁が行う」と書かれているが、内閣府の組織である原災本部長の権限の委任に関する手続は、本部の運営に携わる内閣府が行うべきであると、私（松本主査）は考へている。また、当時、私（松本主査）は、そもそも原災本部長の権限を委任する必要性をそれほど感じていなかった。さらに、当時は地震・津波や原発事故について対応すべき事項が多くあつた。こうした状況において、委任手続を完了させることの優先度は低く、また、完了させなければならないという問題意識は持っていなかった。
- したがって、3月11日夜に重友事務官と上記添付資料について話をした以降、権限の委任について、私（松本主査）は、福島第二原発に緊急事態宣言が発出された時を含め、全くフォローしていない。また、官邸地下に詰めていた内閣府防災職員のうち、私（松本主査）以外は権限の委任等についての知見はほとんどないので、私（松本主査）がフォローしていなかった以上、他の職員も承知していないと思う。保安院から委任手続の進捗状況について問い合わせを受けたこともない（内閣府本府にいた堀江補佐に照会があつた可能性もあるので、同補佐に確認してほしい）。

以 上

(別添)



原子力緊急事態宣言等

宛先: mars078

2011/03/11 18:42

送信元:

宛先:

内閣情報集約センター 殿

お世話になっております。
原子力緊急事態宣言等を送ります。
以下の関係者に周知の程お願いします。

○内閣官房副長官補(安全保障、危機管理担当)付 重友内閣事務官、犬石内閣参事官、中村内閣事務官

tel: [redacted] fax: [redacted]

中防tel: [redacted]

中防fax: [redacted]

○内閣府政策統括官付参事官(災害応急対策担当)付 井上参事官補佐、白石参事官補佐、岩男参事官補佐

tel: [redacted] fax: [redacted]

中防tel: [redacted]

中防: [redacted]



原子力緊急事態宣言.pdf

(案)

原子力緊急事態宣言

平成23年(2011年)3月11日16時36分、東京電力(株)福島第一原子力発電所において、原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第15条第1項の規定に該当する事象が発生し、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要があると認められるため、同条第2項の規定に基づき、原子力緊急事態宣言を発する。

(案)

平成23年3月11日

内閣総理大臣 殿

経済産業大臣

上 申 書

別添のとおり上申します。

公 示 (案)

平成23年3月11日 時 分

1. 緊急事態応急対策を実施すべき区域	大熊町、双葉町、浪江町、富岡町及び東京電力(株)福島第一原子力発電所から半径10km圏内の海域
2. 原子力緊急事態の概要	緊急事態発生日時 平成23年3月11日 時 分
	発生場所 東京電力(株)福島第一原子力発電所
	放射線等の状況 排気筒モニタの値: 異常なし 発電所敷地周辺のモニタリングポストの値: 異常なし
	被害状況:
3. 1. の区域内の居住者等に対し周知させるべき事項	その他の特記事項 ・原子炉へのすべての給水機能が喪失し、全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水不能
	現在のところ、発電所の排気筒モニタ及び敷地周辺のモニタリングポストの指示値に異常はなく、放射性物質による外部への影響は確認されていない。 したがって、緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等は、現時点では、直ちに特別な行動を起こす必要はないが、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意すること。 今後、現地対策本部長から新たな指示が出された場合には、その指示に従うこと。

指 示

平成23年3月11日 時 分

福島県知事 殿
大熊町長 殿
双葉町長 殿
浪江町長 殿
富岡町長 殿

内閣総理大臣

東京電力（株）福島第一原子力発電所で発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法第15条第3項の規定に基づき下記のとおり指示する。

記

現在のところ、発電所の排気筒モニタ及び敷地周辺のモニタリングポストの指示値に異常はなく、放射性物質による外部への影響は確認されていない。

したがって、緊急事態応急対策を実施すべき区域内の居住者、滞在者その他公私の団体等（以下「区域内の居住者等」という。）は、現時点では、直ちに特別な行動を起す必要はないが、防災行政無線、ラジオ、テレビ等による原子力事故に関する情報に注意するとともに、現地対策本部長から新たな指示が出された場合には、その指示に従うことが必要である。

区域内の居住者等に対して、その旨周知されたい。

平成23年3月11日

緊急事態応急対策に関する基本方針（案）

平成23年（2011）東京電力（株）
福島第一原子力発電所
事故に係る原子力災害対策本部決定

東京電力（株）福島第一原子力発電所事故に関し、本日、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、直ちに原子力災害対策本部を設置した。

今後、事故の推移によっては、周辺住民の安全を脅かす事態に至るおそれがあることから、以下の基本方針に則り、緊急事態応急対策に取り組むこととする。

1. 事故の拡大防止、事態の早急な収拾及び住民の安全確保を第一に、事態の推移に応じた防護対策等に総力を挙げて取り組むこと。
2. 住民に対して、必要な情報を的確かつ迅速に伝達し、混乱の発生を防止すること。
3. 事態の推移に応じ、警察、消防、海上保安庁の部隊の派遣及び自衛隊の原子力災害派遣を行うこと。

以上

平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る
原子力災害対策本部の設置について(案)

平成23年3月11日
閣 議 決 定

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第16条第1項の規定に基づき、下記により、臨時に、原子力災害対策本部(以下、「本部」という。)を設置する。

記

1. 本部の名称並びに設置の場所及び期間は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部
 - (2) 設置場所 東京都(総理大臣官邸)
 - (3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間
2. 本部の構成員は次のとおりとする。ただし、本部長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

本 部 長 内閣総理大臣
副本部長 経済産業大臣
本 部 員 総務大臣、外務大臣、
財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、
農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛大臣、
防災担当大臣、内閣危機管理監

3. 原子力災害対策特別措置法第17条第8項の規定に基づき、本部の事務の一部を行う組織として、次のとおり原子力災害現地対策本部を置く
 - (1) 名 称 平成23年(2011年)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本部

- (2) 設置場所 福島県原子力災害対策センター
(3) 設置期間 平成23年3月11日から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間

4. 本部の庶務は、関係行政機関の協力を得て、内閣官房において処理する。
5. 本部会合には、原子力安全委員会委員長が出席する。
6. 本部に幹事を置く。幹事は、関係行政機関の職員で本部長の指名した官職にある者とする。
7. 前各項に定めるもののほか、対策本部の運営に関する事項その他必要な事項は本部長が定める。

以上

(案)

〇〇原災対第〇〇号

平成23年3月11日

平成23年東京電力(株)

福島第一原子力発電所事故に係る

原子力災害対策本部長 菅 直人

平成23年東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害
対策本部長の権限の一部の委任について

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第8項の規定に基
づき、同条第2項に規定する平成23年東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係
る原子力災害対策本部長の権限のうち、

○第20条第3項に定める権限(関係指定行政機関の長に対する指示を除く。)

○第20条第6項に定める権限

を平成23年東京電力(株)福島第一原子力発電所事故に係る原子力災害現地対策本
部長に委任する。